

千葉県支部CPD講師に関する規則

平成24年11月10日制定承認

平成25年2月2日第1回改訂承認

平成25年12月7日第2回改訂承認

(目的)

第1条 この規則は、千葉県支部が実施する講演会及びCPD充実のための講師に関する事項について定める。

(対象講師)

第2条 対象となる講師は表1の講師区分とする。

表1

	講師区分	講師料（源泉税を含む）
(A)	大学等外部講師	30,000円
(B)	技術士内部講師	10,000円

(講師料)

第3条 講師料は、表1の講師料を支払うものとする。

但し、依頼先から講師料が支払われる場合には支払わないものとする。

(交通費)

第4条 講師の交通費は、講師からの「申請支払表」により実費を支給する。

(支払方法)

第5条 支払は「申請支払表」に氏名、部門及び講師区分等を記入し、委員長又はチームリーダーの承認により、総務会計に請求し支払うものとする。

(付則)

この規定は、平成25年12月7日から施行する。

以上